

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|---|
| 会 長 | 局 長 | 次 長 | 係 長 | 係 |
| | | | | |

平成 3 1 年 3 月 2 2 日

奄美市農業委員会

第 3 回定例総会議事録

署名委員 山下 優子

署名委員 榮 清安

奄美市農業委員会第3回定例総会議事録

1. 招集日時 平成31年3月22日(金) 午後3時00分～

2. 招集場所 市役所6階 会議室

3. 出席委員

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|-------|
| 1 | 前山重一郎 | 9 | 大山美智子 |
| 2 | 西盛満 | 10 | 中棚昭三十 |
| 3 | 山下優子 | 11 | 肥後安美 |
| 4 | 榮清安 | 12 | 濱手薫 |
| 5 | 福島吉宏 | 13 | 土浜良二 |
| 6 | 前田孝徳 | 14 | |
| 7 | 松崎文好 | 15 | 吉卓男 |
| 8 | 野崎清志 | 16 | 平井孝宜 |

4. 欠席委員

中村 秀明委員

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平
笠利分室長 丸田 宗八郎朝 住用分室長 原 俊三

6. 報告事項

- ・臨時総会日程について
- ・4月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第12号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成31年第3回定例総会を開会いたします。

(欠席委員 中村 秀明委員)

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、3番 山下 優子委員と4番 柴 清安委員
のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第10号から議案第12号までの3件
を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としており
ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた
しますが、本案には会長の調査報告が含まれていますので、議長を会長代理
に交代し議事を進めます。

| | |
|-----|--|
| | <p>(議長交代)</p> <p>それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>2 ページ. NO. 9 につきましては、売買による所有権の移転でございます。 受人は笠利町中金久にお住まいで、渡し人は徳之島町にお住まいです。受人は6反以上の土地を持っておられますが4ページにありますように、取得地には露地野菜を植栽する予定で経営規模の拡大のためと判断いたします。</p> <p>11 ページ. NO. 10 につきましては贈与による所有権の移転でございます。 受人は笠利町和野にお住まいで、渡し人は名瀬の伊津部町になります。 申請地は和野の532番の1, 282㎡で取得地にはタンカンを栽培目的での申請でございます。経営規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>19 ページ. NO. 11 につきましては、売買による所有権の移転で受人は笠利町里にお住まいで、渡し人は名瀬の小浜になります。 申請地は笠利町手花部字津代又399番1の1, 864㎡になります。取得地にはサトウキビ、タンカン等を栽培する予定で、経営規模の拡大のためと判断いたします。</p> <p>27 ページ. NO. 12 につきましては、売買による所有権の移転で受人は笠利町宇宿にお住まいで、渡し人は鹿児島市在住になります。 申請地は笠利町万屋字中間300番5の2, 940㎡になります。 取得地には年間を通したバナナ等を栽培する予定で、経営規模の拡大のためと判断いたします。以上4件でございます。 農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。</p> |
| 事務局 | <p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p> |
| 10番 | <p>(中棚委員)</p> |

農地法の第3条の規定による許可申請について調査報告をいたします。

N0. 9の売買による所有権移転でございますが、受人と土地を続けて報告します。まず、受人の報告をします。

3月18日午前11時30分に現地の畑で面会し話を伺いました。書類の中身など確認したところ畑の対価が高いので、5条申請の間違ひではないかと思ひ確認しましたら、この土地は将来、家を建てる予定ですが、ここ2、3年は建てないので農地のまま使いますという事で今回の申請になったそうです。書類にある対価等については間違ひありませんとの事でした。農業委員のご審議をよろしくお願ひしますとの事です。

また、土地について報告します。

場所については赤木名地区になります。中学校の向かいになり宅地に囲まれた場所になります。7から10ページにありますように370番を分筆するという事で分筆図は8ページにあります。その場所に将来家を建てたいという事で今回購入するそうです。現況では宅地になっているが、あくまで農地ですので畑として使って下さいと確認しました。本人も集落の役員もしているので間違ひないと思ひます。次回の変更申請までは農地として使う約束をしてくれました。

農地法第3条の調査の第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

事務局

(丸田笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請書でございますが、売買の件で3月14日木曜日午後3時に確認の電話を入れました。

渡し人は笠利町の出身で、現在は徳之島にいらっしゃいますが、受人とは昔からの友人だそうです。658㎡の土地を分筆し232㎡分の土地を売買する予定だそうです。渡し人に金額、面積等を確認したところ間違ひないとの事でした。以上ですが委員の皆様のご審議をお願ひいたします。以上です。

9番

(大山委員)

農地法第3条の規定によるN0. 10について調査報告をいたします。

3月18日午前11時20分より受人の方と現地で申請書の内容及び土地の確認をいたしました。

申請内容の地番、面積等については問題ないという事でございます。
現地は石や木が茂っておりましたが、今後整地を行いタンカンを植えるとの事でした。隣は本人の畑があり、タンカンを植えてありました。

渡し人は叔母であり贈与による所有権移転であります。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

1 番 (前山委員)

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請NO.10の渡し人について調査報告をいたします。

渡し人は83歳と高齢で現在、体調を崩されており介護施設に入所されております。施設へ訪問し本人から直接お話しを伺う事ができました。

叔父と甥っ子の関係で贈与という事でございます。申請どおり間違いありませんのでよろしく願いしますという事でございます。

なお、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

10 番 (中棚委員)

農地法の第3条の規定による許可申請について

NO.11の売買による所有権移転の案件の譲受人について調査報告をいたします。

3月19日に午前10時に土地のある現場にて、手花部地区担当の前田さんと私で受人に面会し書類等を確認いたしました。

受人は前回2月の総会の案件でも承認もらいました畑の横が今回の案件である畑であります。規模拡大になるという事で今回の申請になりました。書類の中身、対価等は問題ありませんので農業委員の審議をよろしく願いしますという事です。

農地法第3条の調査の第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

16 番 (平井委員)

農地法第3条の規定による許可申請NO.11についての報告をいたします。

3月21日18時15分、お電話にて譲渡人のお母様にお話しを聞く事ができました。

名義は娘さんですが、お母様の方が内容を把握しているとのことで、お母様にお話しを伺いました。

今回の案件では手花部地区の以前の区長さんと譲受人との間で意見が合意し、売買に至ったということを知っております。理由としましては譲受人と譲渡人の面識はなく、区長さんが情報を知っていたため、譲受人の方とやりとりをして売買に至ったという事を聞き取りいたしました。

また、土地の所在及び、権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのない事でした。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。以上です。

6番

(前田委員)

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請NO.11の土地について調査いたしましたので報告をいたします。

中棚委員から報告がありましたとおり、平成31年3月19日午前10時に譲受人調査の中棚委員と譲受人に現地で会い調査いたしました。

土地について1,864㎡で地目は田であります。総会資料の24ページを開けて下さい、399の1の土地は前回の2月総会で許可申請のありました土地で、その東側にある土地でありその隣接した土地は譲受人の所有する土地であります。

土地の現況としては田とはいえ水がたまり棒竹と雑草が生えている状況であります。譲渡人側からもせっかくの農地であるので農地として再生して有効に使ってもらいたいとの意向であると聞いております。また、別紙調査事項の第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。以上です。

11番

(肥後委員)

農地法第3条の規定による許可申請NO.12について、受人と土地について調査いたしましたので報告をいたします。

3月18日12時30分頃、受人宅へ訪問いたしました。申請人本人は留守でございましたが奥様が対応してくださり、お話しを伺う事ができまし

た。自分の畑は殆ど人に貸しているが鹿児島島の渡し人から畑を手放したいとの話があったのでバナナを作るのに最適な場所であるので買うことにしたとの事でした。土地の所在、面積、対価等など申請書には間違いないのでよろしくお願ひしますという事でございました。

その後土地の調査をいたしました。

34ページをお開き下さい。場所は宇宿になります。申請地の周囲は防風林が立っており、最近まで前の借り手の方がサツマイモ等を栽培していたと聞きましたが、現在はトラクターで整地されて、いつでも作付け出来るような状態でありました。バナナを栽培するには適地だと思います。

調査の結果、農地法第3条の第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

事務局

(丸田笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請書でございますが、売買の件で渡し人に3月14日木曜日午後1時30分に確認の電話を入れました。

渡し人は高校まで奄美で過ごし鹿児島に移り住んでいるそうです。

今回の売買で受人とは友人関係で母親が笠利町の出身という事もあり、母から相続した土地ではございますが、今後奄美に帰る事もないので譲ることにしたそうです。面積対価等も確認しましたが間違いはないという事でした。以上です委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

(松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。NO.9について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、NO.9を終結いたします。

次にNO.10について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

| | |
|-------|---|
| | <p>質疑がないようですので、NO. 1 0を終結いたします。 次ぎにNO. 1 1について質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、NO. 1 1を終結いたします。 次ぎにNO. 1 2について質疑ございませんか。</p> |
| 1 5 番 | <p>(吉委員)</p> <p>受人が83歳と高齢ですが、持っている畑は貸して今回売買という事ですが、後継者はいらっしゃいますか。</p> |
| 1 1 番 | <p>(肥後委員)</p> <p>私も心配しましたが、この方はお店を経営しておりまして、自分の店で売るバナナもそこから供給するという話がありました。</p> <p>サトウキビを作るより重労働でないので、バナナ栽培は可能だと私は思いました。</p> |
| 1 5 番 | <p>(吉委員)</p> <p>バナナ栽培するので大丈夫だという話でしたが、ここは貸し借りの意向調査はされたのですか、たとえば将来的にこの農地をどうしたいのかという意向は聞かれたのかと思ひまして</p> |
| 1 1 番 | <p>(肥後委員)</p> <p>バナナ植える以外は聞いていないのですが、次男になる息子さんはいずれ帰ってくるという話は聞いていますが、当分はバナナを栽培するという事です。</p> |
| 1 番 | <p>(前山委員)</p> <p>確認しますが、自分の土地は19,000㎡あって人に全部貸して、新たにわざわざ土地を購入するという事は、購入する土地がバナナに適しているから購入するという事ですか。</p> |
| 1 1 番 | <p>(肥後委員)</p> <p>貸している畑はサトウキビが殆どです。今回購入する畑は周囲に防風林が</p> |

| | |
|-------|---|
| 事務局 | <p>ありバナナを植えるには良い環境だという事です。</p> <p>(丸田笠利分室長)</p> <p>土地の件ですが、この土地は流動化の話がありましたが、私も土地を確認しましたが防風林に囲まれ良い土地だと思いましたが。なかなか流動化が進まなかったが今回の話が出て売買に至ったそうです。</p> |
| 1 1 番 | <p>(肥後委員)</p> <p>依頼を受けて流動化の借り手を探しましたが、借りてはサトウキビを作りたいが周囲に防風林もあり、サトウキビを作るには適していないため合意に至らなかったという経緯がありまして、今回の所有権移転の話になったのだと思います。</p> |
| 議 長 | <p>(松崎会長代理)</p> <p>他に意見はございませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、NO. 1 2 を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第 1 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 1 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>(議長交代)</p> |
| 議 長 | <p>(前山会長)</p> <p>日程第 4</p> <p>議案第 1 1 号名瀬地域農用地利用集積計画 (利用権設定) の決定について</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>て、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p> |
| 議長 | <p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第11号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第11号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第5</p> <p>議案第12号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(丸田笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p> |

議 長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第12号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成31年 3月22日

奄美市農業委員会

会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作 成 者 用稲 工巳

